



平成20年1月1日現在、神
崎町に住んでいる人で、次の

◎申告が必要な人

町県民税の申告

仕切書・積算書・出荷金額
証明書など)
受取共済金、補償金、雑収
入などの金額
農作物の家事消費量
〔経費に関するもの〕
小作料、作業委託料、雇人
費、リースセンター使用料
土地改良費などの領収書
農業用機械・器具、農業用
自動車等の修繕料、保険料
租税公課の領収書。また、
新規取得の場合は販売証明
書又は取得日がわかる領収
書。
農業近代化資金利子の金融
機関などの証明書
消耗品等その他の必要経費
の領収書

いずれかに該当する人が対象
となります。ただし、所得税
の確定申告をする人は、町県
民税の申告は必要ありません。
【平成19年1月から12月まで
に次の所得があった人】
営業や農業などの事業所得
不動産・譲渡・一時・山林
および雑所得
退職所得（特別徴収をして
いない人）
【給与所得がある人で、次の
いずれかに該当する人】
勤務先から神崎町へ「給与
支払報告書」の提出がなかつた人（勤務先で確認して
ください）
給与所得のほか、事業や不
動産などの所得が20万円以
下で確定申告をしない人
給与を2ヶ所以上から受け
ている人（恩給や年金などを
受けている人も含まれます）
雑損控除や医療費控除など
を受けようとする人
平成19年中に退職した人
【所得がなかった人】
平成19年中に自分の所得が
なく、扶養親族にもなってい
ない人は、昨年の生計（収
入）状況を書いて提出してく
ださい。国民健康保険税、各
種年金の審査や所得証明など

平成19年分所得税確定申告・町県民税申告相談日程

相談日	地区名		申告会場
	午前	午後	
2月18日(月)	神崎本宿	神崎本宿	役場二階会議室
2月19日(火)	神崎本宿	四季の丘・成城台	
2月20日(水)	四季の丘・成城台	四季の丘・成城台	
2月21日(木)	大貫・立野	武田・新	
2月24日(日)	全地区(予約制)		
2月25日(月)	武田・新	神崎神宿	
2月26日(火)	神崎神宿	毛成	
2月27日(水)	毛成	植房	
2月28日(木)	植房	古原	
3月2日(日)	全地区(予約制)		
3月3日(月)	古原	郡	
3月4日(火)	郡	藤の台・今・高谷	
3月5日(水)	今・高谷	小松	
3月6日(木)	小松	並木	
3月7日(金)	並木	松崎・向野	
3月10日(月)	全地区		
3月17日(月)	{3月15日(土)・16日(日)は除く}		

◎申告に必要なもの

印鑑(認印) 所得を証明
の資料として必要です。
なお、神崎町に住んでいな
い人で平成20年1月1日現
在、次のような人は申告が必
要です。
町内に事務所や事業所また
は家屋敷がある人
実質上の生活の本拠地が神
崎町にある人
する書類(源泉徴収票、給与
証明書または帳簿書類等)、
社会保険料・生命保険料・地
震保険料・個人年金保険料や
医療費・寄付金などがある人
は、その領収書や証明書等
住民税の申告書は郵送しま
せん。申告会場に用意して
ありますが、あらかじめ必
要とする方にはお送りしま
すので、役場町民課税務係
までご連絡ください。

◎消費税の申告が必要な方は・・・

平成17年中の課税売上高が
1千万円を超える方は、消費
税の申告が必要です。
町役場でも消費税の申告相
談及び受付をしますが、一般
課税を選択された方で課税仕
入れ等が判明しない方は、佐
原税務署での申告となる場合
があります。

- ◎受付時間：午前9時から11時まで、午後1時から4時まで。ただし、当日の混雑状況等により、受付時間中でも受付を終了させていただく場合があります。お早めにお越しください。
- ◎申告相談は、上記日程に基づき該当地区の方が優先となります。該当地区以外の方が申告相談される場合は、順番が後になる場合がありますので、ご了承ください。
- ◎本年は2月24日・3月2日の日曜日午前中に、予約制で申告相談及び申告書の受付を行います。なお、予約は22日・29日(金曜日)の午後5時迄に役場町民課税務係宛ご連絡ください。

◎申告についてのお問い合わせは、佐原税務署 ☎ 541331